

第 34 回原子力安全専門委員会定例会
(結果概要)

原子力安全対策課

日 時：平成25年1月9日(水)14時00分～15時00分

場 所：福井県庁10階 総合防災センター横会議室

出席者：

専門委員：中川委員長、田島委員、飯井委員、泉委員、大堀委員

県：岩永課長、前川所長 他

議 題：

1. 原子力発電所周辺の環境放射能調査報告について
・平成24年度(第2四半期分報告)
- 2 発電所の運転および建設状況について
(平成24年10月～平成25年1月)

結果概要：

議題1(原子力発電所周辺の環境放射能調査報告)について、次のような質疑があった。
議題2(発電所の運転および建設状況)については、特にコメントはなかった。資料については、次回の原子力環境安全管理協議会の場で配付予定である。

<主な質疑>

(事務局からの説明概要)

- ・ 県内発電所からの放射性物質の放出に起因する線量上昇は観測されなかった。
- ・ 浮遊じん放射能の測定結果は、いずれも天然放射能のレベルであった。
- ・ 今期間も、東京電力(株)福島第一原子力発電所の影響と考えられるセシウム134およびセシウム137が検出されたが、環境安全上問題となるレベルに比べ、はるかに低い濃度であった。
- ・ 大気中水分、雨水および海水から発電所の通常の放射性廃棄物管理放出に伴うトリチウムが検出されたが、環境安全上問題となるレベルに比べ、はるかに低い濃度であった。

Q. 原子力災害対策指針が新たに策定されることにより、モニタリングなど、どのように対応していくのか。

A. 重点区域が 原発立地の半径 10km から 30km 圏に拡大されることから、緊急時のモニタリングの強化が必要となる。県は、今年度、県内 21 基にモニタリングポストを整備しており、3 月には完成予定である。来年度以降、10km から 30km 圏内の緊急時のデータ蓄積のための計画を詰めており、空間線量率以外にも環境試料の採取測定を行い、計画的にこの範囲内のバックグラウンドを把握する予定である。

Q. 新たな指針を受けて、何が 3 月までに完成するのか。

A. モニタリングポストは、もともと 18 基あり、昨年度 5 基追加している。今年度は、21 基整備中であり、合計 44 基になる。(固定局としては) これで十分であると考えている。一方、避難するとき、実測値に基づき避難することになるため、44 基で十分かという話になる。このため、簡易なものを整備して、きめ細かく把握する必要があるのではないかと国で議論している。3 月時点で、最低限のもの(整備)は終わる。我々としては、モニタリング指針見直しを議論の俎上に載せてほしいと国に求めているところである。

Q. モニタリングポストからのデータは、災害時にリアルタイムで計測データをだせるようなシステムになっているのか。

A. そのようになっている。設置の考え方としては、各発電所から 16 方位に分割し、さらに 10km から 20km、20km から 30km と分けて、その中に少なくとも 1 つのポストを設置することが国の指針で求められている。例えば、発電所の北側は海であるが、そこに抜けていくところ(方位)にも設置している。新たに設置したポストは、もともと設置していた 18 基のポストと同様に、連続的にデータを計測しており、データは 10 分おきに監視センターに送られている。

Q. 全国の原子力発電所立地自治体すべてで整備されているのか。

A. 福井県のように、国の考え方に準じて整備しているところもある。ただ、10km から 30km 圏内は、緊急時の対応ということであり、可搬式のものがある場所においておき、緊急時に、計画されているところに配置するという対応を図っている県もある。

Q. 文部科学省が設置したモニタリングポストについて、そこからのデータは県も把握しているのか。

A. それら文部科学省管轄のものについては、我々は、管理委託を受けている。データについては、文部科学省のシステムを通じて公開されているが、県のシステムの中にも入ってくるため、我々も使うことができる。

Q. 事業者が測定しているデータについてはどうか。

A. 県のシステムに取り込んでおり、県のポストのデータと同様に、監視センターのホームページ等を通じて、リアルタイムで公開している。

以上